

普通車の仮運転免許の年齢要件が引き下げられます！

～ 令和8年4月1日施行 ～

令和8年4月1日より、普通車の仮運転免許証の取得可能年齢が、現行の18歳から17歳6ヶ月に引き下げられます。

これにより、18歳未満で卒業検定を受験することができ、試験場での本試験(本免許学科試験)も受験可能となります。

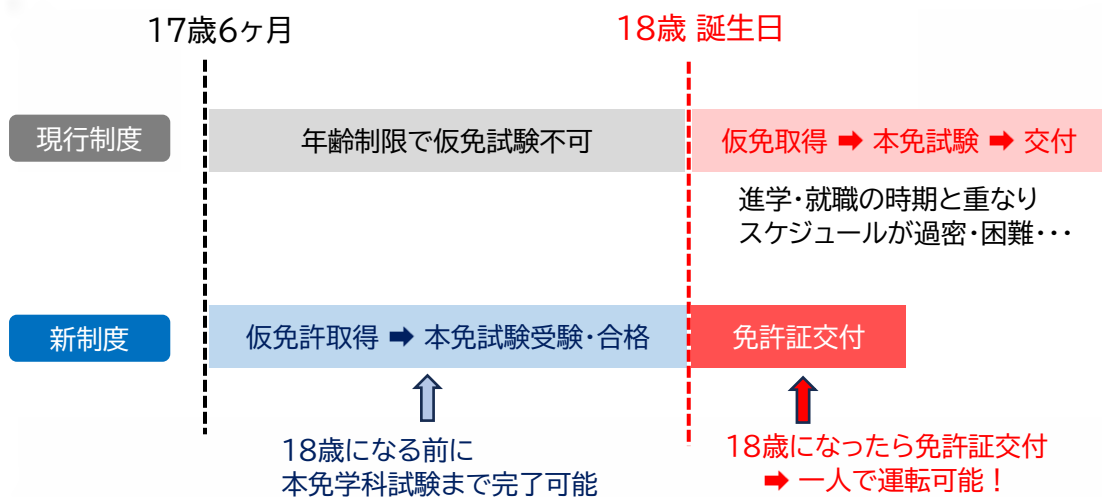
ただし、免許証が交付される(実際に一人で公道で運転できる)のは、従来どおり18歳になってからです。

なお、学校によって入校時期は異なりますが、当校では17歳6ヶ月からの入校となります。

以上の条件を踏まえ、教習進度を調整して頂くようお願い申し上げます。

旧制度・新制度の比較表		
項目	これまでの制度(～2026年3月)	新制度(2026年4月～)
仮免許試験(技能・学科)	18歳の誕生日以降	17歳6ヶ月から受験可能
卒業検定	18歳以降	18歳になる前でも受験可能
本免許学科試験	卒業後(18歳以降)	卒業後(18歳になる前)に受験可能
免許証の交付	本免学科試験合格後(18歳以降)	最短で18歳の誕生日当日

【2026年改正】運転免許取得スケジュールの変化



当校の進め方【例】

17歳6ヶ月

4/5 入校
(10/5生まれの場合)

入校式・適性検査



第1段階教習開始

修了検定・仮免学科試験

17歳8ヶ月

6/5 仮免許取得

合格／仮免許取得



第2段階教習開始

17歳10ヶ月

8/5 本免学科試験合格

合格／教習所を卒業



試験場での本免学科試験／合格

仮免許証と
学科合格証明書(成績証明書)を
受け取り保管しておく

18歳誕生日

10/5 免許証交付

免許証の交付

